



下この項において「任期の初日」という。又は当該選挙の期日の翌日（以下この項において「選挙の翌日」という。）のうちいずれか遅い日（当該選挙に係る公示の日から任期の初日又は選挙の翌日のうちいずれか遅い日までの間に他の総選挙又は通常選挙に係る公示の日から任期の初日又は選挙の翌日のうちいずれか遅い日までの期間がかかる場合には、これらの選挙に係る任期の初日又は選挙の翌日のうち最も遅い日とする。以下「選挙基準日」という。）現在における前条第一項各号に掲げる事項を、選挙基準日の翌日から起算して十五日以内に、総務大臣に届け出なければならない。前条第二項から第四項までの規定は、前項の届出について適用する。この場合において、同条第三項中「基準日」とあるのは、「当該届出に係る次条第一項の選挙基準日」と読み替えるものとする。

3 第一項並びに前項において適用する前条第二項及び第三項の場合において、政党は、同条第一項、同条第三項前段（前項において適用する場合を含む。）若しくは第一項の規定により既に届け出た事項又は同条第二項若しくは第三項後段（これらの規定を前項において適用する場合を含む。）の規定により既に提出した文書の内容に異動がないときは、第一項並びに前項において適用する同条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、総務省令で定めるところにより、これらの規定により届け出るべき事項又は提出すべき文書の一部を省略することができます。

4 第一項の規定は、選挙基準日がその年の十二月に属する場合には、適用しない。

### 第三章 政党交付金の算定等

#### （政党交付金の総額等）

第七条 每年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の算定の基礎となる政党交付金の総額は、基準日における人口（基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう。）に二百五十円を乗じて得た額を基準として予算で定める。

2 每年分の議員数割及び得票数割の総額は、前項の総額のそれぞれ二分の一に相当する額とする。

#### （政党交付金の額の算定）

第八条 每年分として各政党（その年分について第五条第一項の届出（第六条第一項の規定の適用がある場合にあっては、同項の届出）をしたものに限る。以下この条において同じ。）に対して交付すべき政党交付金の額は、次項に定める議員数割の額と第三項に定める得票数割の額とを合計した額とする。

2 各政党に対して交付すべき議員数割の額は、議員数割の総額に当該政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を各政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を合算した数で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 各政党に対して交付すべき得票数割の額は、得票数割の総額の四分の一に相当する額に次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額を合計した額とする。

1 前回の総選挙の小選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

3 次に掲げる数を合算した数の二分の一に相当する数  
イ 前回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

ロ 前々回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

4 次に掲げる数を合算した数の二分の一に相当する数  
イ 前回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

ロ 前々回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

### 第九条

その年分として各政党（その年分について第五条第一項の届出をしたものに限る。）に対して交付すべき政党交付金の額は、その年の基準日現在において前条の規定により算定した額（次項及び第二十七条第一項において「基準額」という。）とする。

2 前項の規定にかかるわらず、同項の基準日の属する年において総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党（その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたものに限る。以下この条において同じ。）に対して交付すべき政党交付金の額は、基準額にその年の一月から当該選挙又は通常選挙に係る選挙基準日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額（次項及び第二十七条第一項において「基準額の月割総額」という。）と、当該選挙基準日現在において算定された前条第一項の額（次項及び第二十七条第一項において「再算定額」という。）に当該選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額と合計した額とする。

3 前二項の規定にかかるわらず、前項の選挙基準日の属する年において当該選挙基準日後に総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、基準額の月割総額と、再算定額に当該再算定に係る選挙基準日の属する月の翌月から当該選挙基準日後に行われた総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日（以下この条及び第二十七条第一項において「再々算定日」という。）の属する月までの月数を乗じて得た額（第二十七条第一項において「再算定額の月割総額」という。）と、当該再々算定日現在において算定された前条第一項の額（第二十七条第一項において「再々算定額」という。）に当該再々算定日の属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額と合計した額とする。

#### （政党交付金の交付の決定等）

##### 第十条

総務大臣は、その年分として交付すべき政党交付金を計上する年度の国の予算が成立したときは、速やかに、前条の規定によりその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を算定し、当該政党交付金の交付の決定をしなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による決定の後、総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、第六条第一項に定める届出の期限が経過した日以後、速やかに、前条の規定によりその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を再び算定し、その額が既にした決定に係る額と異なるときは当該決定を変更し、新たに政党交付金の交付を受けるべき政党があるときはその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の交付の決定をしなければならない。

3 総務大臣は、前二項の規定により、政党交付金の交付の決定又はその変更をしたときは、速やかに、総務省令で定めるところにより、当該政党交付金の交付を受けるべき政党に対し、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額を通知しなければならない。

4 総務大臣は、前項の通知をしたときは、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及びその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を告示しなければならない。

#### （政党交付金の交付時期等）

##### 第十一條

各政党に対して交付すべき政党交付金は、総務省令で定めるところにより、四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の三分の一に相当する額を、七月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額を、十月にその年分として当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額を、十二月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額を、それぞれ交付する。

2 政党は、前項の規定により政党交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、請求書を提出しなければならない。この場合において、政党は、法

人格付与法第四条第一項の規定による法人である政党である旨を証する登記事項証明書を添付しなければならない。

3 前項の請求書を同項の定めるところにより提出しない政党に對しては、その年分の政党交付金は、交付しない。ただし、その年の十一月の交付時期までに当該請求書の提出があつた場合は、当該請求書に係る政党交付金については、総務省令で定めるところにより、交付する。

第十二条 当該年分として交付すべき政党交付金を計上する年度の国の予算が成立しないこと等の事由により、前二条の規定により難い場合における政党交付金の交付手続、交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、政令で定めるところにより、特例を設けることができる。（交付手續の特例等）

第十三条 総務大臣は、毎年十二月三十一日現在で、総務省令で定めるところにより、その年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に對して交付した政党交付金の額を、告示しなければならない。

第十四条 政党交付金の使途の報告（政党交付金による支出の定義等）

この章において「政党交付金による支出」とは、政党のする支出（政治資金規正法第四条第五項に規定する支出をいう。以下同じ。）のうち、政党交付金を充て又は政党基金（特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。）を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。）をいい、支部政党交付金の支給を含み、支部政党交付金による支出を含まないものとする。

2 この章において「支部政党交付金」とは、政党の本部から支部（一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十一年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区又は総合区の区域を含む。）又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。）に對して支給される金銭等（政治資金規正法第四条第一項に規定する金銭等をいう。以下この項において同じ。）で政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、一つの支部から他の支部に對して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金（特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。）を取り崩して充てるものを含むものとする。

3 この章において「支部政党交付金による支出」とは、政党の支部のする支出のうち、支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。）をいい、支部政党交付金の支給を含むものとする。（政党の会計帳簿の記載等）

（政党の会計責任者）

第十五条 政党（その年において、政党交付金の交付を受け、若しくは政党交付金による支出をしておるの又は政党基金の残高を有するものに限る。）の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつてはその職務を行うべき者とし、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。次条第一項において同じ。）は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党交付金については、その交付を受けた金額及び年月日

二 政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所（その者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十七条第一項において同じ。）並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額

三 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により收受した果実の金額及び年月日並びに残高

出をしたときは、その事實を証すべき目的、金額及び年月日を記載した領收書その他の書面（以下「領收書等」という。）を徵さなければならぬ。ただし、社会慣習その他の事情によりこれを徵し難いときは、この限りでない。

3 政党的会計責任者は、政党基金について、総務省令で定めるところにより、その残高を証する書面（以下「残高証明等」という。）を徵さなければならない。

4 政党的会計責任者は、第一項の会計帳簿、第二項の領收書等及び前項の残高証明等を、第三十条の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

5 政党的会計責任者は、その支部に對して支部政党交付金を支給するときは、併せて当該支部の会計責任者に對してその旨及び金額を通知しなければならない。（政党の会計帳簿の記載等）

第十六条 政党的会計帳簿（その年ににおいて、支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をしたもの又は支部基金の残高を有するものに限る。）の会計責任者は、支部政党交付金に係る收支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 支部政党交付金については、その支給を受けた金額及び年月日

二 支部政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所（その者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十八条第一項において同じ。）並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した支部基金の金額

三 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により收受した果実の金額及び年月日並びに残高

2 前条第二項から第五項までの規定は、政党的会計責任者に對して準用する。この場合において、同条第二項中「政党交付金による支出」とあるのは「支部政党交付金による支出」と、同条第三項中「政党基金」とあるのは「支部基金」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第二項」と、「前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と、「報告書」とあるのは「支部報告書」と、同条第五項中「その支部」とあるのは「当該政党の他の支部」と、「当該支部」とあるのは「当該他の支部」と読み替えるものとする。

（政党の報告書の提出等）

第十七条 第十五条第一項の政党的会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。）は、十二月三十一日現在で、当該政党的その年ににおける次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期までの期間がかかる場合（第三十一条において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、総務大臣に提出しなければならない。

一 政党交付金については、その総額並びにその交付を受けた金額及び年月日

二 政党交付金による支出については、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額

三 政党交付金による支出のうち、人件費その他の総務省令で定める経費以外の経費に係るもので一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額

四 支部政党交付金については、その支給を受けた支部の名称並びに支給の目的、金額及び年月日

月日

2 政党的会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行なうべき者。次条第一項を除き、以下同じ。）は、一件五万円以上の政党交付金による支

五 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により收受した果実の金額及び收受の年月日並びに残高  
一 政党的会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。  
一 前項第三号の政党交付金による支出に係る領收書等の写し（社会慣習その他の事情によりこ

を記載したものの写し、第四十条の二第一項並びに第四十四条第一項第二号及び第七号において「支部分領収書等の写し」という。」及び支部基金に係る残高証明等の写し

掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

四 以外の支部報告書及び監査意見書  
前二号に掲げる支部報告書に記載された事項を総務省令で定めるところにより集計した支部  
恣意的書

第三十四条第一項並ては第四十四条第一項及び第七号において「政黨分派書等の写し」という。及び政党に係る高級幹部の写し等を第一頁に記載する。

報告書及び監査意見書（当該政黨の支部について第二十一条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。）

見書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

より集計した総括文書  
(政黨の支部の支部報告書の提出等)

前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第三十二条第二項（同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、

より、十二月三十一日現在で、当該支部のその年の年における次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した支部報告書を同日の翌日から起算して二月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日前までの期間がかかる場合は、三月以内）に、当該支部

〔第一回〕第一回の規定による調査又は同法第三十四条の六回までに定める手続を含む。〔第二回〕第二回の規定による調査又は同法第三十四条の六回までに定める手続を含む。

定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。第二十条第二項において同じ。)に是出づなればよほ。

第三十四条の四十九第二項及て第三十四条の五十一の規定は、適用しない。

当該項目ごとの支部政黨交付金による支出に充てた支部政黨交付金の金額又はこれに充てるた  
れ取り崩して支部基金の金額

第一項の規定は、第十六項の支部の会計責任者が前条第一項又は第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「会計監査を行なうべき者」とある

**第二十一条** 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項の報告書の提出を受けるときは、当該支局の会計責任者

五 え續りながら、吾党の政黨は、金をもつて、そのう續をもつて、う吾の名利並んで、う續の面白  
及支那語書籍金こついては、その名亦及び目的、讀み立て又は取り崩した金額及び年月日、その重  
合客

政黨の支部が第十六条第一項の支部に該当しない場合であつても、当該政黨の他の支部から第十八条第一項又は第二項の規定により支那報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者等

西宮のうなぎの会書面又は文書を併せて提出しなければならない。

会議責任者に提出しなくてはならない。これに該当する場合は、政黨の会議責任者が提出する。この場合、会議責任者は、選舉管理委員会に提出する。この場合、会議責任者は、選舉管理委員会に提出する。

(政党が解散した場合等の届出)

**第二十一条** 政党（その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたもの、第十五条第一項の政党に該当するもの及び第十六条第一項の支部をその支部とするものに限る。）が、解散し、若しくは目的の変更その他により政治团体でなくなり、又は第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治团体となつた場合は、当該政党の代表者であった者は、その日の翌日から起算して十五日以内（総選挙又は通常選挙が行われた場合において、総務省令で定める特別の事情があるときは、総務省令で定める期間内）に、その旨及び年月日並びに基因となつた事実を届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、総務大臣は、その旨を告示しなければならない。

**第二十二条** 政党（その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたものに限る。第二十七条第一項において同じ。）が前条第一項に規定する場合に該当することとなつた場合は、その年分として当該政党に対し交付すべき政党交付金は、交付しない。ただし、同項に規定する場合に該当することとなつた日前に交付された政党交付金（次条及び第二十七条第一項において「既交付金」という。）については、この限りでない。

（政党の合併等の場合における政党の届出及び政党交付金の交付）

**第二十三条** 二以上の政党（基準日又は選挙基準日）のうち合併の日の直近のものに係る第五条第一項又は第六条第一項の届出（以下この項において「直近の届出」という。）をしたものに限る。以下この項において同じ。が合併した場合において、その年分として当該合併により解散する政党（以下「合併解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金は、前条の規定にかかわらず、当該合併後に存続する政治团体で当該合併の日において第二条第一項各号のいずれかに該当するもの（直近の届出をしたものに限る。以下「存続政党」という。）又は当該合併により設立される政治团体で当該設立の日において同項各号のいずれかに該当するもの（以下「新設政党」という。）に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として合併解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する額とする。

二以上の政党が合併する場合において、合併後に存続する政治团体又は合併により設立される

政治团体に係る第二条第一項第二号の規定の適用については、合併後に存続する政治团体にあってはその得票総数に当該合併に係る合併解散政党の得票総数を加えた数を、合併により設立される政治团体にあっては当該合併に係る合併解散政党の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治团体の得票総数とみなす。

政党の分割が行われる場合において、その年分として当該分割により解散する政党（以下「分割解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金は、前条の規定にかかわらず、当該分割により設立される政治团体で当該設立の日において第二条第一項第一号に該当するもの（以下「分割政党」という。）に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として分割解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する。この場合において、当該交付する額は、その年分として分割解散政党にその設立の日現在で所属する衆議院議員又は参議院議員のうち当該分割解散政党に当該解散の日現在で所属していたものの数（以下この項及び第二十五条において「所属議員数」といいう。）を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党（次項の届出をしたものに限る。）の所属議員数を合算した数で除して得た額とする。

4 存続政党若しくは新設政党又は分割政党は、第一項又は前項の規定により交付を受けるべき政党交付金（以下この条において「未交付金」という。）の交付を受けようとするときは、その合併の日又は分割政党の設立の日の翌日から起算して十五日以内（当該合併の日又は分割政党の設立の日の属する年の十二月の交付時期までの間に限る。）に、その旨、当該合併解散政党又は分割解散政党の名称、その年分として合併解散政党又は分割解散政党に対して交付されるべき政党交付金の額及び未交付金の額、当該合併の日又は分割政党の設立の日現在における第五条第一項

各号（第六号を除く。）に掲げる事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

5 存続政党若しくは新設政党又は分割政党は、前項の届出をする場合には、第五条第二項各号に掲げる文書、存続政党及び合併解散政党の間で合意された合併に関する文書の写し（新設政党にあっては各合併解散政党間における合併に関する文書の写しとし、分割政党にあっては分割解散政党における分割に関する文書の写しとする。）その他総務省令で定める文書を併せて提出しなければならない。

総務大臣は、第四項の届出を受けたときは、当該届出の日（当該届出が第十条第一項に規定する予算の成立前にされたときは、当該予算の成立の日）後、速やかに、第一項又は第三項の規定により当該届出に係る存続政党若しくは新設政党又は分割政党に係る未交付金の額を算定し、これを当該存続政党若しくは新設政党又は分割政党に対して交付する旨の決定をしなければならない。

6 第四項の届出に係る合併又は分割の後、その年において総選挙又は通常選挙があつた場合に

は、当該届出に係る存続政党若しくは新設政党又は分割政党に係る未交付金のうち、当該選挙に係る選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの期間に対応する額として政令で定める額は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、交付しない。

8 第六条第三項の規定は存続政党が第四項の規定による届出又は第五項の規定による文書の提出をする場合について、第十条第三項及び第四項の規定は総務大臣が第六項の規定による決定をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第三項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第一項並びに前項において準用する同条第二項及び第三項」とあるのは「第二十三条规定及び第五項」と、第十条第三項中「当該政党交付金の交付」とあるのは「当該未交付金の交付」と、「その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額」とあるのは「当該未交付金の額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第二十三条规定第八項において準用する前項」と、「政党交付金の交付」とあるのは「未交付金の交付」と、「その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額」とあるのは「当該未交付金の額」と読み替えるものとする。

9 新設政党又は分割政党が第四項の規定による届出及び第五項の規定による文書の提出をしたときは、その合併の日又は分割政党の設立の日現在において第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定による文書の提出をしたものとみなして、同条第三項及び第四項、第六条第三項、第二十一条、前条並びに第二十七条の規定を適用する。

（合併に係る政党交付金の算定の特例等）

**第二十四条** 存続政党又は新設政党は、第五条第一項又は第六条第一項の規定により届出をするとときは、当該合併に係る合併解散政党に係る第五条第一項第六号に掲げるそれぞれの得票総数その他総務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

2 前項の存続政党又は新設政党は、同項の規定による届出をする場合には、存続政党及び合併解散政党の間で合意された合併に関する文書の写し（新設政党にあっては、各合併解散政党間における合併に関する文書の写し）を併せて提出しなければならない。ただし、この項の規定により既に当該文書を提出した場合にあっては、この限りでない。

3 第五条第四項前段の規定は第一項の届出について準用する。この場合において、同条第四項前段中「同項各号に掲げる事項（同項第七号に掲げる事項については、支部の数とする。）」とあるのは、「第二十四条第一項の規定により届出のあつた事項」と読み替えるものとする。

4 存続政党又は新設政党に係る第八条第三項各号の規定の適用については、存続政党にあってはその得票総数に当該合併に係る合併解散政党の得票総数を加えた数を当該存続政党の得票総数とみなし、新設政党にあっては当該合併に係る合併解散政党の得票総数を合算した数を当該新設政党の得票総数とみなす。ただし、当該存続政党又は新設政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

(分割に係る政党交付金の算定の特例等)  
**第二十五条** 分割政党は、第五条第一項又

害に係る分割解散政党に係る第五条第一項第六号に掲げるそれぞれの得票結果表(当該分割政党の所属議員数及び当該分割に係る各分割政党の所属議員数を合算した数、当該分割政党の選挙時所屬議員数(当該分割政党にその設立の日現在で所属する衆議院議員又は参議院議員のうち、当該分割解散政党に当該解散の日現在で所属していたものでその選出された総選挙又は通常選挙における得票結果表)を記載する。

3 2 いて当該分割解散政党に所属する候補者であつたものの数をいう。(以下この条において同じ。)  
及び当該分割に係る各分割政党の選挙時所属議員数を合算した数その他總務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

前項の分割政党は、同項の規定による届出をする場合には、分割解散政党における分割に関する文書の写しを併せて提出しなければならない。ただし、この項の規定により既に当該文書を提出した場合にあっては、この限りでない。

第五条第四項前段の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第四項

前段中「同項各号に掲げる事項（同項第七号に掲げる事項については、支部の数とする。）」とあるのは、「第一一十五条第一項の規定により届出のあつた事項」と読み替えるものとする。

の届出をしたものに限る。) の選挙時所属議員数を合算した数で除して得た数を、当該分割政党の得票総数とみなす。ただし、当該分割政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

**(政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置)**  
**第二十七条** 政党が第一条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の交付金（以下この条において「特定交付金」）

といふ。」を当該政治団体に対して交付する。  
一 その年分として当該政党に對して一月からすべき政党交付金の額が第九条第一項の規定により算定される場合、當該政党が第二条各号の規定に該当しなくなつた日より、(以下「二重」といふ)「支拂ひの月」(以下「二重負担」といふ)、「支拂ひの月」(以下「二重」といふ)の属する月まで(以下「二重」といふ)の月を以て、

二、その年分として当該政党に對して交付すべき政党交付金の額が第九条第二項の規定により算定される場合（基準額の月割総額と、再算定額に当該選挙基準日の属する月の翌月から当該政

党でなくなつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額とを合計した額から既交付金の額を控除した残額

四 その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額が第九条第四項の規定により算定される場合 基準額の月割総額と、再算定額の月割総額と、再々算定額に当該再々算定日の属する月の翌月から当該政党でなくなつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額とを合計した額から既交付金の額を控除した残額

2 定される場合 前号の規定の例により算定した額  
前項の規定に該当する政治理團体による届出の規定により特定交付金の交付を受けようとする場合において、第二十一条第一項の規定によるときは、その旨、前項の規定により当該政治理團体本部に対して交付をさるべき専定交付金の額、第五条第一項各号（第五号及び第六号を除く。）

3 第一項の規定に該当する政治団体は、前項の届出をする場合には、綱領その他の該当政  
治団体の掲げる事項その他、總務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

目的、基本政策等を記載した文書、党則、規約その他の当該政治団体の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書及び総務省令で定める事項を記載した文書を併せて提出しなければならない。

4 第二項の届出があった場合においては、当該届出があつた日後最初に到来する第十一条第一項の規定による政党交付金の交付時期に、第六項において準用する第十一条第一項の規定により決定

した額に相当する額の全額を交付する。  
5 政党交付金の交付について第十二条の規定の適用がある場合における前項の規定の適用に関する事項は、総務省令で定める。

届出及び第三項の規定による文書の提出をする場合について、第十条（第二項を除く。）の規定は第二項の届出があつた場合について、第十一条第二項及び第三項の規定は第一項の規定に該当する政治团体が同項の規定に基づき特定交付金の交付を受けようとする場合について、第十三条の規定は第一項の政治团体に対して交付した特定交付金の額について、第二十一条及び第二十二条の規定は第二項の届出をした政治团体について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項前段中「同項各号」とあるのは「第一項各号（第五号及び第六号を除く。）」と「とする。」とあるのは「とする。」及び第二十七条第二項の総務省令で定める事項」と、第六条第三

項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第一項並びに前項において準用する同条第二項及び第三項」とあるのは「第二十七条第二項及び第三項」と、第十条第一項中「成立したときは」とあるのは「成立した日前に第二十七条第二項の届出があつた場合にあつては当該予算が成立した日後、当該成立した日以後に同項の届出があつた場合には当該届出の日後」と、

「前条」とあるのは、「同条第一項」と、「その年分として各政党」とあるのは、「同条第二項の届出をした政治団体」と、「政党交付金の額」とあるのは、「特定交付金の額」と、「当該政党交付金の交付」とあるのは、「当該特定交付金の交付」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第二十一条第六項において準用する第一項」と、「政党交付金の交付の決定又はその変更」とあるのは、「特定交付金の交付の決定」と、「当該政党交付金の交付を受けるべき政党」とあるのは、「当該特定

交付金の交付を受けるべき政治団体」と、「その年分として当該政党に対し交付すべき政党交付金」とあるのは「当該特定交付金」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第二十七条第六項において準用する前項」と、「政党交付金の交付を受けるべき政党」とあるのは「特定交付金の

交付を受けるべき政治団体」と、「その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金」とあるのは、当該団体に対して交付すべき特定交付金」と、第十一一条第二項中「法人である政党」とあるのは、「法人である政治団体」と、同条第三項中「提出しない政党」の中には、「提出しない政党」とある。」  
（二）「交付金」と「特定交付金」の意味  
交付金とは、支給金のことを指す。交付金は、支給金の一種である。交付金は、支給金の一種である。  
交付金とは、支給金のことを指す。交付金は、支給金の一種である。

くは」とあるのは「又は、「なくなり、又は第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた」とあるのは「なくなつた」と、「当該政党」とあるのは「当該政治団体」と、第二十二条中「前条第一項」とあるのは「第十七条第六項において準用する前条第一項」と、「当

該政党」とあるのは「当該政治団体」と、「政党交付金は」とあるのは「特定交付金は」と、「政党交付金(次条及び第二十七条第一項において「既交付金」という。)」とあるのは「特定交付金」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する場合において同項に規定する政治団体が特定交付金の交付を受けたとき及び第十五条第一項の政党が第一項に規定する政治団体に該当することとなつた場合においては、当該政治団体を政党とみなし、当該特定交付金を政党交付金とみなして、前章及び次条から第三十条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

**(解散等に係る報告書の提出の特例)**  
第二十一条 第四十五条第一項の規定による政黨の解散の場合は、該政黨が解散した後も、その目的の変更その他により政治團体でなくなつた場合は、当該政黨の解散の報告書を提出するものとする。

（該報告書の提出が、前記第一項各号に掲げる事項を記載したものと同一である旨を記載した報告書）を提出されないときは、当該報告書を含む。」を総務大臣に提出しなければならない。

2 第二項及び第十九条第一項から第四項までの規定は、前項の報告書の提出をする場合について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「次条第一項」とあるのは「第

二十九条第一項」と、「第十九条第五項において準用する同条第一項」とあるのは、「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「並びに次条第二項」とあるのは、「(第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限る。)並びに第二十九条第三項において準用する次条第二項」と、「支部について第二十条第二項」とあるのは、「支部の会計責任者であつた者について第三十条第二項」と、同項第四号中「前項」とあるのは、「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

#### (解散等に係る政党的支部報告書の提出の特例)

**第二十九条** 第十六条第一項の支部が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該支部の会計責任者であつた者は、総務省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十八条第一項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨。以下この項において同じ。）を記載した支部報告書（その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した支部報告書が提出されていないときは、当該支部報告書を含む。）を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 当該支部をその支部とする政党が解散し、又は目的の変更その他のにより政治団体でなくなつた場合、当該支部に支部政党交付金（第十四条第二項に規定する支部政党交付金をいう。以下の項において同じ。）の支給をした政党の会計責任者であつた者（当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者であつた者とし、当該他の支部が総務省令で定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。次条第二項において同じ。）

二 当該支部が解散した場合その他総務省令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者（当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該政党及び当該他の支部の会計責任者）

3 前項第二号に掲げる場合において、同項の支部報告書の提出を受けた政党の会計責任者は、総務省令で定めるところにより、当該支部報告書及び第四項において準用する第十九条第一項の規定により提出を受けた監査意見書を総務大臣に提出しなければならない。

4 第十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の支部報告書を提出する場合について準用する。

この場合において、同条第二項中「書面又は文書」であるのは、「書面又は文書（第二十九条第一項第二号に掲げる場合において、同号に掲げる書面）」と、同項第二号中「前項」とあるのは、「第二十九条第一項」と、「次条第五項において準用する同条第一項」とあるのは、「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「当該政党の他の支部の会計責任者であつた者について第三十条第二項」とある。

5 第十九条第一項の規定は、第一項又は前項において準用する第十八条第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「会計監査を行ふべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行ふべき者」と読み替えるものとする。

**第三十条** 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党が第十五条第一項の政党に該当していなかつた場合であつても、その支部の会計責任者であつた者から前条第一項、同条第三項において準用する第十八条第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会

かつた場合であつても、当該政党の他の支部の会計責任者であつた者から前条第一項又は同条第三項において準用する第十八条第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者であつた者は、総務省令で定めるところにより、第十八条第二項において準用する第十八条第二項までに掲げる文書を総務大臣に提出しなければならない。

6 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党の支部が第十六条第一項の支部に該当していなかつた場合であつても、当該政党の他の支部の会計責任者であつた者から前条第一項又は同条第三項において準用する第十八条第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者であつた者は、総務省令で定めるところにより、前条第三項において準用する第八条第二項から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者であつた者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者であつた者に提出した日の翌日から起算して七日以内に前条第三項において準用する第十八条第二項第四号に掲げる支部総括文書を前条第三項において準用する第十八条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当していないかつたものの会計責任者であつた者が当該政党の他の支部の会計責任者であつた者からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

#### (報告書等の要旨の公表)

##### (報告書等の保存及び閲覧)

**第三十二条** 総務大臣は、第五条第一項、同条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第二十一条第一項（第二十七条第六項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定による届出書及び第三十二条の二第一項において同じ。）又は解散等報告文書（第二十八条第一項の報告書並びに同条第二項において準用する第十七条第二項又は第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書（前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）をいう。第三十二条の二第一項において同じ。）を受理したときは、総務省令で定めるところにより、官報により、その要旨を公表しなければならない。この場合において、定期報告文書については、報告書の提出期限が延長される場合その他の特別の事情がある場合を除き、当該定期報告文書が提出された年の九月三十日までに公表するものとする。

**第三十三条** 総務大臣は、第二十八条第一項の報告書、第十七条第二項（第二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項の支部報告書、監査意見書及び総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第一項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査意見書並びに第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書を、前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

**第三十四条** 都道府県の選管委員会は、第十八条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（第二十条第二項又は第三十三条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書（第五項、次条第三項及び第三十八条において「都道府県提出文書」という。）を、総務大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

5 何人も、第一項に規定する告示をした日又は第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧を請求することができる。

**第三十二条の二** 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十二条の規定により当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第三条の

規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定については、同法第十一条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過するまでの間」と、同法第十二条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十二条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過するまでの間」とする。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行うものとする。

**第七章 政党交付金の返還等**

**第三十三条** 総務大臣は、政党（第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。第三項及び第四項を除き、以下この条、次条及び第四十条において同じ。）がこの法律の規定に違反して政党交付金（第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。第三項を除き、以下この条、次条及び第四十条において同じ。）の交付の決定（既にされた決定の変更を含む。）を受けたものである場合には、政令で定めるところにより、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けているときには、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を停止し、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けていたときには、当該政党（当該政党が解散し、又は目的の変更その他のにより政治団体でなくなつた場合にあっては、その代表者であった者とする。）に対し期限を定めてその交付を受けた政党交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

総務大臣は、政党交付金の交付を受けた政党が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、総務省令で定めるところにより、当該政党（当該政党が解散し、又は目的の変更その他のにより政治団体でなくなつた場合にあっては、その代表者であった者とする。第六項、第八項及び第九項において同じ。）に対し、期限を定めて、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の政党交付金の返還を命ずることができる。

一 当該政党がその年において交付を受けた政党交付金の総額（その年の十二月三十一日における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を下回る場合に、当該下回る額を加算した額とする。）から、当該政党がその年においてした政党交付金による支出（第十四条第一項に規定する政党交付金による支出をいう。以下この条において同一の総額（その年の十二月三十一日における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。）を控除して残余がある場合 当該残額）

二 当該政党の支部がその年において支給を受けた支部政党交付金（第十四条第二項に規定する支部政党交付金をいう。以下この条において同じ。）の総額（その年の十二月三十一日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を下回る場合には、当該下回る額を加算した額とする。）から、当該政党の支部がその年においてした支部政党交付金による支出（第十四条第三項に規定する政党交付金による支出をいう。以下この条において同一の総額（その年の十二月三十一日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。）を控除して残余がある場合 この号に該当するすべての支部に係る当該残額の合計額）

三 当該政党が解散（第二十三条第一項に規定する「以上の政党の合併又は同条第三項に規定する政党の分割によるもの」を除く。以下この項において同じ。）をし、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた場合において、その年の一月一日から第二十二条第一項の届出をした日までに交付を受けた政党交付金の総額（当該届出をした日（届出がないときは、その年の一月一日から当該解散をし又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた日）における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を下回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。）を控除して残余がある場合は、当該政党交付金の受領の日から納期日までの日数に応じ、当該政党交付金の額（その一部の割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。）を納付した場合におけるその後の期間について、既納額を控除した額）につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

4 第二十二条第一項の規定は第三項の届出について、第三十二条第一項及び第四項の規定は当該届出に係る届出書について、それぞれ準用する。

5 第二十二条第二項の規定は第三項の届出について、第三十二条第一項及び第四項の規定は当該届出に係る届出書について、それぞれ準用する。

6 総務大臣は、第一項又は第二項の規定により、政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずるときは、当該政党に対して、理由を示してその旨及び当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額を通知しなければならない。

7 総務大臣は、前項の通知をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨、当該政党の名称及び当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額を告示しなければならない。

8 第一項の規定により政党交付金の返還を命ぜられた政党は、政令で定めるところにより、その返還すべき政党交付金の受領の日から納期日までの日数に応じ、当該政党交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十四・六パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

9 第一項又は第二項の規定により政党交付金の返還を命ぜられた政党が納期日までにこれを納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならぬ。

10 総務大臣は、第一項、第二項及び前二項の場合において、政令で定めるところにより、その年分として交付すべき政党交付金のうち交付していないもの又はその年の翌年以後に交付すべき政党交付金の額から、返還を命ぜられた政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額を控除することができる。

11 第六項の規定は、総務大臣が前項の規定による控除をする場合について準用する。この場合において、第六項中「当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該控除した政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額」と読み替えるものとする。

12 第一項の規定により返還すべき政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。この場合において、当該政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

13 第三十四条 総務大臣は、第五条第一項、第六条第一項、第二十三条第四項又は第二十七条第二項の規定による届出をした政党が当該届出をした日の属する年において提出すべき第十七条第一項の報告書、同条第二項の政党分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは残高証明等の写し、第十八条第二項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。(第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び算金若しくは延滞金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該停止に係る政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額」と読み替えるものとする。

14 第一項の規定により返還すべき政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。この場合において、当該政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 第三十五条 前条第六項及び第七項の規定は、総務大臣が前項の規定により同項に規定する交付を停止する場合について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該停止に係る政党交付金の額」と読み替えるものとする。

## 第八章 雜則

(報告書等の真実性の確保のための措置)

16 第三十五条 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により報告書を提出し、又は第十八条第一項、同条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む)若しくは第二十九条第一項の規定により同項に規定する交付を停止する場合について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該停止に係る政党交付金の額」と読み替えるものとする。

## 第三十六条 削除

(届出書類等の説明聴取等)

17 第三十七条 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書、支部報告書若しくはこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書(以下この条において「届出書類等」という)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該届出書類等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該届出書類等の訂正を命ずることができる。

(政党交付金に関する事務に係る財政上の措置)

18 第三十八条 国は、都道府県提出文書の保存及び閲覧のための経費について財政上必要な措置を講ずるものとする。  
(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)  
19 第三十八条の二 第十五条第四項(第十六条第二項において準用する場合を含む)の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

20 第三十九条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為又はその不作為については、審査請求をすることができない。

21 第四十一条 この法律の規定により毎年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。  
(端数計算)

第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、第十八条第二項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書

(第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきものに限る。)の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。

22 前項の規定により、文書又は書面の提出が電磁的方法により行われたときは、第十八条第一項、第二十条第二項若しくは第二十九条第一項第二号に規定する政党の会計責任者又は同項第一号若しくは第三十条第二項に規定する政党の会計責任者であつた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者に到達したものとみなす。

(政令への委任)

23 第四十二条 この法律を適用する場合における衆議院議員又は参議院議員の数及び総選挙又は通常選挙に係る得票総数の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

24 前項に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他の執行に關し必要な事項は、政令で定める。

(総務省令への委任)

25 第四十三条 この法律の規定による届出書、会計帳簿、報告書、総括文書、支部報告書、支部総括文書、監査意見書、監査報告書その他の書類の様式、記載要領その他の必要な事項は、総務省令で定める。

(事務の区分)

26 第四十二条の一 第十八条第三項(第二十九条第三項(第二十七条规定第七項において適用する場合を含む。)において準用し、及び第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、第二十条第二項及び第三十条第二項(これらの規定を第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、第三十二条第三項及び第五項並びに第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

27 第九章 罰則

28 第四十三条 政党(政治団体を含む。以下この条及び第四十八条において同じ。)が偽りその他の不正な行為により、政党交付金(第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。)の交付を受けたときは、当該政党の役職員又は構成員として当該行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

29 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定に違反して報告書の提出をせず、又は第十七条第二項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは総括文書の提出をしなかつた者  
二 第十八条第一項、同条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第十九条第一項の規定に違反して支部報告書の提出をせず、又は第十八条第二項若しくは第十九条

三項（これらの規定を第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項若しくは第三十条第二項の規定に違反して支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、他の支部から提出を受けた支部報告書若しくは監査意見書若しくは支部総括文書の提出をしなかつた者

四 第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の規定に違反して監査意見書の提出をしなかつた者

五 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定による報告書又は第十七条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきものを含む。）に記載すべき事項の記載をしなかつた者

六 第十八条第一項、同条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第一項の規定による支部報告書又は第十八条第二項若しくは第三項（これらの規定を第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきものを含む。）に記載すべき事項の記載をしなかつた者

七 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の報告書、第十七条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の政党分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十八条第一項、同条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第一項若しくは第二項の支部報告書、第十八条第二項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）又は第十八条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部総括文書に虚偽の記入をした者

八 前項の場合において、政党又はその支部の代表者が当該政党又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、同条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、同条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は同条第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

二 第十六条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項において準用する第十五条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、第十六条第二項において準用する第十五条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、第十六条第二項において準用する第十五条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は第十六条第二項において準用する第十五条第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

三 第十五条第一項若しくは第十六条第一項の会計帳簿、第十五条第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の領収書等若しくは第十五条第三項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の残高証明等に虚偽の記入をし、又は虚偽の第十五条第五項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知をした者

四 第三十七条第一項若しくは第十六条第一項の会計帳簿、第十五条第二項（第十六条第二項による命令に違反して同条の届出書類等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者）の監査意見書又は第十九条第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書を含む。）の監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第四十七条** 重大な過失により、第四十四条第一項又は第四十五条の違反行為をした者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

**第四十八条** 政党的役職員又は構成員が、第四十三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該監査法人に対し同条の罰金刑を科する。

3 第一項の規定により第四十三条の違反行為につき政党に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

4 政党について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者が訴訟行為につき政党を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**附 則 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される総選挙(附則第四条において「新公職選挙法による総選挙」という。)の期日までの間におけるこの法律の適用については、第二条第一項第二号中「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)」と、第三条第二項中「総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」と、第五条第一項第五号中「衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員」とあるのは「衆議院議員」と、同項第六号中「次に掲げる得票総数」とあるのは「次に掲げる得票総数(口に掲げるものを除く。)」と、同号イ中「総選挙(以下「の」号及び第八条第三項において「前回の総選挙」という。)の小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「総選挙(第八条第三項において「前回の総選挙」という。)」と、第八条第三項中「総額の四分の一に相当する額に次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額」とあるのは「総額の二分の一に相当する額に第一号の数を乗じて得た額と、当該総額の四分の一に相当する額に第三号及び第四号の数をそれぞれ乗じて得た額と」と、同項第一号中「総選挙の小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」とする。

第三条 施行日の属する年における第五条第一項第八号の規定の適用については、同号中「供与された交付金の総額」とあるのは、「供与された交付金の総額(前年中に同法第十七条第一項に規定する報告書を提出した本部又は支部については、同項の規定により報告した收入のうち前年ににおいて当該政党の本部又は支部から供与された交付金の総額)」とする。

第四条 施行日の直近において行われた通常選挙の直近において行われた通常選挙後、施行日の前日までの間(以下この条において「特定期間」という。)において二以上の政党要件を満たす政冶団体が合併した場合は、当該合併に係る存続政党に相当する政党要件又は新設政党に相当する政党要件を満たす政冶団体を合併解散政党と、当該存続政党に相当する政冶団体又は新設政党に相当する政冶団体を存続政党又は新設政党とみなして、第二十四条の規定を適用する。

2 特定期間ににおいて二以上の政党要件を満たす政冶団体が合併した場合には、当該合併に係る存続政党に相当する政冶団体又は新設政党に相当する政冶団体(前項の届出をしたものに限る。以下の項において同じ。)に係る第二条第一項第二号の規定の適用については、存続政党に相当する政冶団体にあつてはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政冶団体の得票総数を加えた数を、新設政党に相当する政冶団体にあつては当該合併により解散した政党要件を満たす政冶団体の得票総数とみなす。





部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該支部報告書の提出については、なお従前の例による。

**第十一條** 新政党助成法第三十一条後段の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する定期報告文書（同条の定期報告文書をいう。次条において同じ。）から適用する。

**第十二条** 新政党助成法第三十二条の二第一項及び第二項の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する定期報告文書及び一部施行日以後に提出すべき事由が生じた場合における新政党助成法第三十一条の解散等報告文書並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政党助成法第十七条第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書（旧政党助成法第二十条第一項の規定により提出すべきこれら文書を含む。）並びに一部施行日前に提出すべき事由が生じた場合における旧政党助成法第十八条第一項の報告書並びに同条第二項において準用する旧政党助成法第十七条第二項又は旧政党助成法第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書（旧政党助成法第三十条第一項の規定により提出すべきこれら文書を含む。）並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書については、なお従前の例による。

2 新政党助成法第三十二条の二第三項の規定は、一部施行日以後に新政党助成法第十八条第一項の規定により提出すべき期間が開始する同項の支部報告書又は一部施行日以後に新政党助成法第二十九条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る都道府県提出文書（新政党助成法第三十二条第三項の都道府県提出文書をいう。）について適用し、一部施行日前に旧政党助成法第十八条第一項の規定により提出すべき期間が開始した同項の支部報告書又は一部施行日前に旧政党助成法第二十九条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る旧政党助成法第三十二条第三項の支部報告書、支部総括文

書及び監査意見書については、なお従前の例による。

**第十三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政党助成法第十七条第一項の報告書若しくは同法第十八条第一項の支部報告書又は同法第二十条第一項の報告書若しくは同法第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十七条第二項第一号（同法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十八条第二項第一号（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは日本郵政公社」と、「振込みの明細書」とあるのは「振込み若しくは振替の明細書」とする。

**第十四条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第八条及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について（罰則に関する経過措置）

**附 則** (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二十八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十九条** 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄  
(施行期日)

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することはできないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えについては、なお従前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日